

SHARE THE ROAD

クルマ
も！

自転車

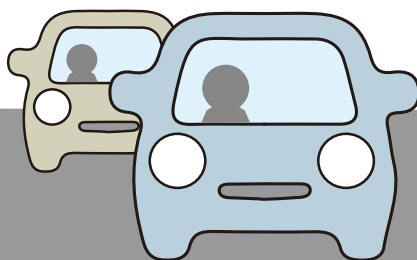
も！知っておきたい

自転車基本ルール



サイクリングトリピー

歩行者、自転車、自動車が互いの立場を思いやる気持ちを持って、道路を安全・快適にシェア（共有）しましょう！



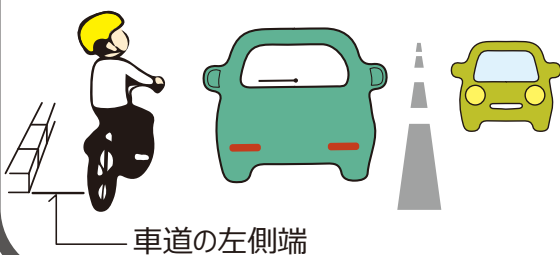
自転車を追い抜くときは
「十分な間隔」または「徐行」

自転車は車道の左側を走行
まわりの安全を確認！

1

自転車の通行場所

車道の左側端！
(歩道は例外、右側通行×)



車道の左側端

2

歩道の通行条件と通行方法

原則、歩道は通行不可。
ただし、以下の場合は通行可能。



【主な条件】

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識がある
- ②児童・幼児、70歳以上、体の不自由な人
- ③車道通行が著しく危険(連続した路上駐車、工事等)

【通行方法】

- ①ゆっくり(徐行)
- ②車道寄りを歩行者優先
- ※押し歩きをすれば歩行者扱い

3

交差点の直進方法

交差点でも「車道の左側端」(直進する時は左折専用レーンでも第一車線の左側端を直進します)

※自転車横断帯がある場合は、横断帯を利用



4

横断歩道の通行方法

横断歩道は原則自転車に乗ったままわたっては
いけません。
(歩行者の通行を妨げる恐れがない場合は除く)



ドライバーの心がけ



**交差点での
巻きこみ注意**



幅寄せ、不必要なクラクションはしない
車道の左端側は、自転車の通行場所でもあります。



**クルマから降りる時の
ドアに注意**
後ろからくる自転車に注意



**無理な
追い越しは禁止**

自転車運転者の心がけ



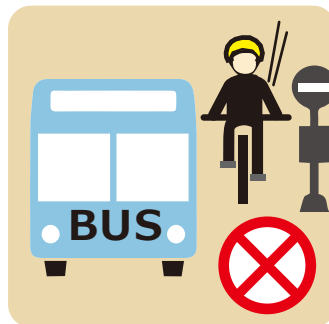
**自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！**



歩道、車道のむやみな行き来をしない
クルマにとっても歩行者にとっても危険



**交差点では信号と一時
停止を守って、安全確認**



**バス停にいるバスの
左側追い抜きをしない**

サイクリングルート 「鳥取うみなみロード」の路面表示整備

県内を東西に結ぶ「鳥取うみなみロード」において、国のナショナルサイクルルート指定を目指し、自転車運転者とドライバー双方が安心、安全に走行できる環境づくりのため、自転車の通行位置と方向をしめす矢羽根等を設置しています。

やばね
矢羽根



自転車ピクトグラム



鳥取県自転車活用推進
アクションプログラム



とっとり自転車旅



【お問合せ先】 鳥取県観光戦略課 サイクルツーリズム振興室 TEL 0857-26-7638

サイクリング
トリビー